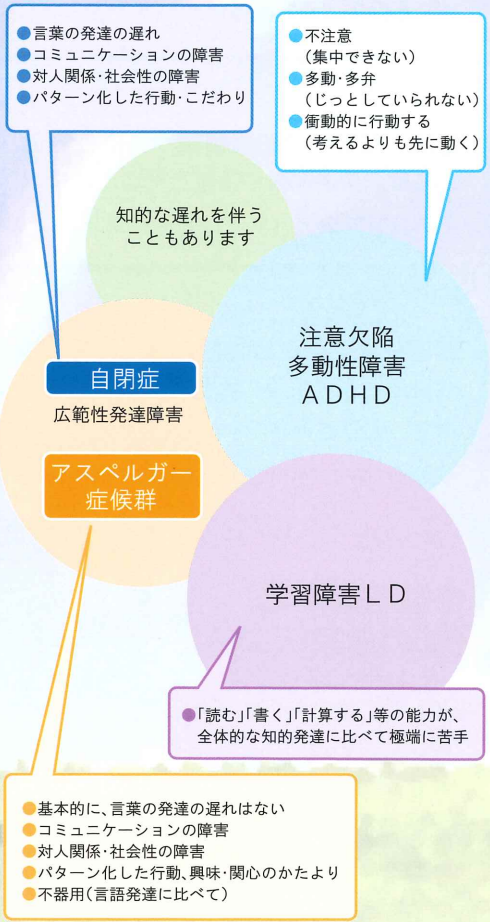


## 発達障害とは

発達障害者支援法において「発達障害」は、「自閉症、アスペルガー症候群、その他の広範性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害、その他これに類する脳機能障害であって、その症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの(発達障害者支援法第二条)」と定義されています。

※参考:発達障害情報・支援センター



## 交通アクセス

公共交通機関でお越しの場合(電車とバス利用)

①JR・東武東上線川越駅(東口バスターミナル)

東武バス 若葉駅行き/坂戸車庫行き

②西武新宿線本川越駅

東武バス 若葉駅行き/坂戸車庫行き

③東武東上線若葉駅

東武バス 川越駅行き

※いずれも「東洋クオリティワン入口」下車

小畔川沿いの道を朝日航洋方向へ徒歩約15分



〒350-0813 埼玉県川越市平塚新田東河原201-2

電話:049-239-3553

049-239-3554

FAX:049-233-0223

メール:autism.s.c.keyaki@ninus.ocn.ne.jp

(ご相談は、HPのフォームよりお願いします。)

HP:https://www.dd-mahoroba.com

# 埼玉県 発達障害者支援センター 「まほろば」



埼玉県内(さいたま市を除く)にお住いの19歳以上の発達障害のある方、  
そのご家族、支援に関わる方のご相談をお受けしております。



## ご利用案内

埼玉県発達障害者支援センター「まほろば」(以下「まほろば」)の事業は、“社会福祉法人けやきの郷”が、埼玉県から委託を受け、平成14年10月から運営をしております。

### ●ご相談対象

「まほろば」では、19歳以上の発達障害のある方、その疑いのあるご本人やそのご家族、発達障害者支援にかかわる関係機関、支援者の方からのご相談をお受けしております。

## ご相談時間

### ●開所日

毎週月曜日から金曜日

(土日、祝祭日は開所していません)

### ●電話および来所相談

午前9時から12時・午後1時から5時

受付電話:049-239-3553・3554

### ●メール相談

ホームページの相談フォームより随時受け付けております。

<https://www.dd-mahoroba.com>

※18歳以下の方は、「埼玉県発達障害総合支援センター」をご利用ください。

※さいたま市にお住まいの方は、「さいたま市発達障害者支援センター」をご利用ください。

## ご本人・ご家族への支援

### ご相談の流れ

#### 電話・メール相談

電話・メールにて連絡してください。  
ご相談内容を確認させていただきます。

#### 情報提供

- ・他機関の紹介
- ・助言 など

必要に応じて

#### 来所予約

※来所相談は  
**予約制**です。  
ご予約なしのご来所には  
対応致しかねます。

#### 来所相談

お話を伺いながら  
相談を行います。

例

日常生活について

就労準備について

発達障害の心配について

関わり方について

#### 関係機関との連携による支援

さまざまな地域の社会資源を活用して  
お困りごとの解決手段を一緒に考えます。

※ご相談料はかかりません。

## 事業所等に対する支援

### 研修・啓発/機関支援/機関連携

「まほろば」では、地域で発達障害者支援を行う関係機関の皆様へ向けた各種研修やご相談、コンサルテーション等を実施しております。まずはお電話にてご連絡ください。

発達障害者支援を行う支援者を対象とした研修会を開催します。

福祉、就労等の関係機関からのご要望により、支援内容や支援方法などについて、コンサルテーションを行います。

関係機関との連絡調整会議への参加や地域巡回支援事業の実施などさまざまな形で、機関連携を行います。

## 「まほろば」の名前の由来について



- ・古事記の和歌で知られる言葉で、“優れた良い場所” “住みやすい場所” などの意味があります。
- ・発達障害を持つ人たちとご家族、そしてすべての人々が住みよいと思える支え合う社会を目指す、との思いを込めてと名付けました。